

議案第99号

つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年
つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

国家公務員の給与制度に準じ、特定任期付職員が特に顕著な業績を挙げたと認められる場合に特定任期付職員業績手当を支給できるように変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1条—第5条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>第7条（以下略）</p> | <p>第1条—第5条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第7条（以下略）</p> |